

エリアサポート体制 エリアコーディネーター派遣実施要領

1 目的

特別支援教育に関する専門的な知識や経験をもつ「特別支援教育エリアコーディネーター（以下「エリアコーディネーター」という。）」を地域の小・中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期（以下「小・中学校等」という。）へ派遣し、学校の実態に即した助言等を行うことにより、校内支援体制の充実、教員の専門性の向上等の課題解決に寄与する。

2 内容

巡回支援の内容については、以下のとおりとする。

(1) 校内支援体制の充実支援

- 校内委員会を中心として全教職員が連携した組織的な支援体制の構築の在り方に関すること。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用に関すること。

(2) 教員の指導力向上に関すること

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握に関すること。
- 校内外への引き継ぎ、合理的配慮の提供に関すること。
- 学習環境整備、指導・支援、教育課程、学級経営の在り方に関すること。
- 通常の学級や通級による指導の担当者を対象とした、特別支援教育の視点を生かした指導・支援の在り方等に関すること。

(3) 研修支援

- 校内支援体制に関わる研修の講師や助言に関すること。

3 派遣手続（※オンラインによる助言依頼も同様とする）

- (1) 派遣を要請する小・中学校等の校長は、派遣を予定する期日の3週間前までに、「エリアコーディネーター派遣事前連絡書」（様式1）をエリアコーディネーターの所属するエリア拠点校（以下「拠点校」という。）へ送信するものとする。
- (2) 拠点校の校長は拠点校を設置する市町村教育委員会と協議の上、必要と認める場合は、エリアコーディネーターを当該小・中学校等へ派遣するものとする。なお、拠点校を設置する市町村教育委員会は必要に応じて県教育委員会と協議するものとする。
- (3) 派遣が決定した場合、派遣を要請する小・中学校等の校長は「派遣依頼書」（様式2）と決定した期日を記載した「エリアコーディネーター派遣事前連絡書」（様式1）を、拠点校を設置する市町村教育委員会（拠点校と異なる市町村所属の小・中学校等にあつては所属する市町村教育委員会を経て）に提出するとともに、拠点校に送付する。

なお、エリアメンターの派遣も併せて依頼する場合は、エリアメンターの派遣依頼書も同様に提出する。

4 巡回支援を受けた小・中学校等の報告（オンラインでの助言による報告も同様とする）

- (1) 巡回支援を受けた小・中学校等の校長は、派遣報告書（様式3）を、巡回支援を受けた小・中学校等を設置する市町村教育委員会に最後の派遣後3週間をめぐりに提出するとともに、拠点校に送付する。
- (2) 実施報告書については、巡回支援の内容、派遣後の具体的な取組を記載する。
- (3) 巡回支援を受けた小・中学校等を設置する市町村教育委員会は、提出された派遣報告書（様式3）を、拠点校を設置する市町村教育委員会に送付するとともに、所管する県教育庁教育事務所へ併せて送付し、県教育庁教育事務所を経て県教育庁特別支援教育課に提出する。

なお、エリアコーディネーターが主たる派遣で、エリアメンターの派遣も併せて受けた場合は、エリアコーディネーターの派遣報告書をもってエリアメンターの派遣報告書に兼ねることができる。ただし、エリアコーディネーターの派遣報告書をエリアメンターのエリア通級拠点校にも送付する。

5 旅費等

派遣については「出張扱い」とし、旅費は県が負担する。

6 留意事項

- (1) 特定の児童生徒に対する指導や支援の在り方に関する内容で派遣を要請する場合、派遣を要請する小・中学校等は、事前に学年や校内委員会で段階的に検討を重ね、個別の教育支援計画及び個別の指導計画等に従って実施した指導・支援の経緯等について整理し、情報が提供できるようにしておく。
- (2) エリアコーディネーターの学校への助言時には、原則、管理職、特別支援教育コーディネーターが同席するものとする。
- (3) 派遣を受けた小・中学校等の校長は、助言内容について校内委員会で周知し、実践について定期的に評価し改善するなど、派遣を生かし支援体制の充実を図る。
- (4) 派遣を受けた小・中学校等の校長は、実践によって得られた成果や課題について随時拠点校に報告するなどして、派遣が一過性のものとならないように努めること。
- (5) WISC-IV等の心理検査については、エリアサポート体制におけるエリア巡回支援においては、原則実施しない。しかし、エリアコーディネーターがチーフコーディネーターと相談の上で必要と判断した場合は実施することはあるが、派遣を要請する小・中学校等から実施を要望しないこと。また、心理検査を実施した場合、その結果は検査者の指導や支援の検討以外に利用しないこと。
- (6) エリアコーディネーターは、小・中学校等に対して助言を行う。よって、派遣を要請する小・中学校等は派遣において、児童生徒本人や保護者に対して直接支援や助言を行うことを求めることはできない。

7 その他

- (1) その他、実施上の問題や不都合が生じた場合は、県教育委員会及び関係市町村教育委員並びに関係小・中学校等が協議して決定する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

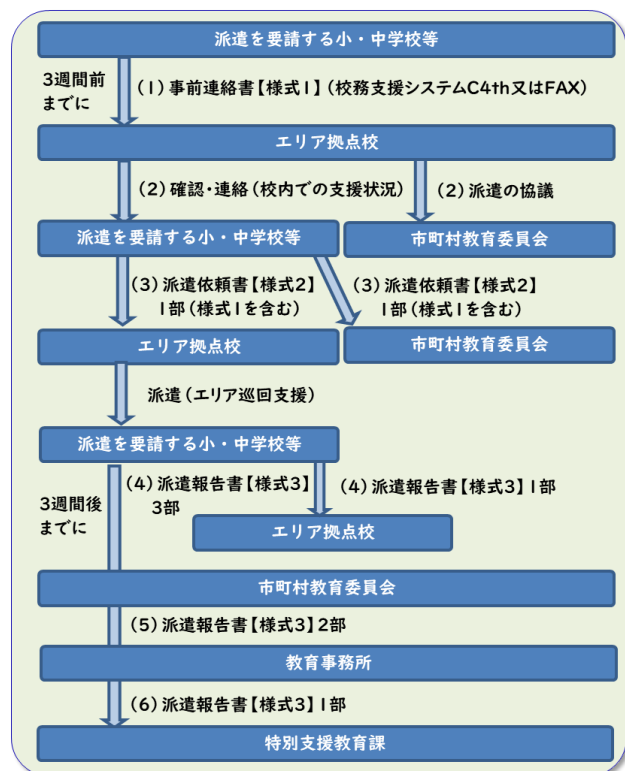
この要領は、令和7年4月1日から施行する。

エリアコーディネーター派遣手続

エリアコーディネーターの派遣手続については、以下に示すとおりとする。(※オンラインによる助言依頼手続きも同様とする)

1 市町村立小・中学校等（拠点校と同一市町村所属の場合）

- (1) 派遣を要請する小・中学校等の校長は、派遣を予定する期日の3週間前までに、拠点校の校長へ「エリアコーディネーター派遣事前連絡書」（様式1）により派遣を要請する。
- (2) 拠点校の校長は、エリアコーディネーターの意見を参考に拠点校を設置する市町村教育委員会と協議した上で派遣の可否を決定し、派遣を要請する小・中学校等の校長に連絡する。
- (3) 派遣が決定した場合、派遣を要請する小・中学校等の校長は「派遣依頼書」（様式2）と決定した期日を記載した「エリアコーディネーター派遣事前連絡書」（様式1）を、拠点校を設置する市町村教育委員会に提出するとともに、拠点校に送付する。
- (4) 派遣を受けた小・中学校等の校長は、派遣後3週間をめぐりに「派遣報告書」（様式3）を拠点校（1部）及び市町村教育委員会（3部）に提出する。市町村教育委員会は市町村を所管する県教育庁教育事務所を経て県教育庁特別支援教育課に提出する。



※ エリアコーディネーターが主たる派遣で、エリアメンターの派遣も併せて受けた場合は、エリアコーディネーターの派遣報告書をもってエリアメンターの派遣報告書に兼ねることができる。ただし、エリアコーディネーターの派遣報告書をエリアメンターのエリア通級拠点校にも送付する。

※ 同一の児童生徒について、複数回派遣を要請しようとする場合、第1回目の申請の際に、「その他」の欄に記載し、エリアコーディネーターと日程の調整を行う。複数回派遣が決定した場合、2回目以降は、(1)の「エリアコーディネーター派遣事前連絡書」（様式1）を省略可とする。

2 市町村立小・中学校等（拠点校と異なる市町村所属の場合）

- (1) 派遣を要請する小・中学校等の校長は、派遣を予定する期日の3週間前までに、拠点校の校長へ「エリアコーディネーター派遣事前連絡書」（様式1）により派遣を要請する。

(2) 拠点校の校長は、エリアコーディネーターの意見を参考にし、拠点校を設置する市町村教育委員会と協議した上で派遣の可否を決定し、派遣を要請する小・中学校等の校長に連絡する。

(3) 派遣が決定した場合、派遣を要請する小・中学校等の校長は「派遣依頼書」(様式2)と決定した期日を記載した「エリアコーディネーター派遣事前連絡書」(様式1)を、派遣を要請する小・中学校等を設置する市町村教育委員会に提出(2部)するとともに、拠点校に送付(1部)する。

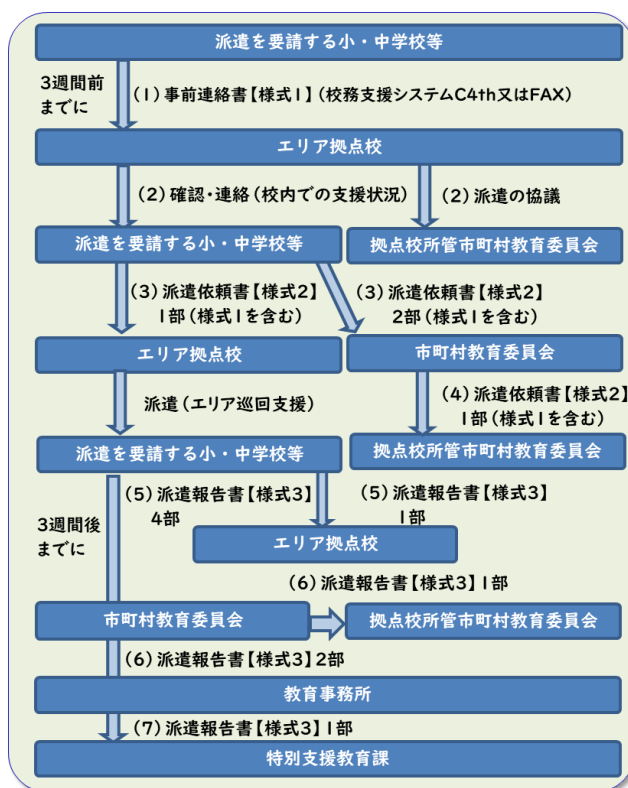
(4) 派遣を要請する小・中学校等を設置する市町村教育委員会は、提出された「派遣依頼書」(様式2)を、拠点校を設置する市町村教育委員会に送付する。

(5) 派遣を受けた小・中学校等の校長は、派遣後3週間をめどに「派遣報告書」(様式3)を拠点校(1部)及び派遣を受けた小・中学校等を設置する市町村教育委員会に提出(4部)する。

(6) 派遣を受けた小・中学校等を設置する市町村教育委員会は、提出された「派遣報告書」(様式3)を、拠点校を設置する市町村教育委員会に送付する(1部)とともに、所管する県教育庁教育事務所へ併せて送付(2部)し、県教育庁教育事務所を経て県教育庁特別支援教育課に提出する。

※ エリアコーディネーターが主たる派遣で、エリメンターの派遣も併せて受けた場合は、エリアコーディネーターの派遣報告書をもってエリメンターの派遣報告書に兼ねることができる。ただし、エリアコーディネーターの派遣報告書をエリメンターのエリア通級拠点校にも送付する。

※ 同一の児童生徒について、複数回派遣を要請しようとする場合、第1回目の申請の際に、「その他」の欄に記載し、エリアコーディネーターと日程の調整を行う。複数回派遣が決定した場合、2回目以降は、(1)の「エリアコーディネーター派遣事前連絡書」(様式1)を省略可とする。



3 私立小・中学校並びに中等教育学校前期課程

(1) 派遣を要請する私立小・中学校並びに中等教育学校前期課程(以下「私立小・中学校等」という)の校長は、派遣を予定する期日の3週間前までに、エリアコーディネーターの所属する拠点校(以下「拠点校」という。)へ「エリアコーディネーター派遣事前連絡書」(様式

1)により派遣を要請する。

(2) 拠点校の校長は、エリアコーディネーターの意見を参考にし、拠点校を設置する市町村教育委員会と協議した上で、派遣の可否を決定し、派遣を要請する私立小・中学校等の校長に連絡する。

(3) 派遣が決定した場合、派遣を要請する私立小・中学校等は「派遣依頼書」(様式2)と決定した期日を記載した「エリアコーディネーター派遣事前連絡書」(様式1)を、拠点校を設置する市町村教育委員会に提出するとともに、拠点校に送付する。

(4) 派遣を受けた私立小・中学校等の校長は、派遣後3週間をめぐりに「派遣報告書」(様式3)を拠点校(1部)及び拠点校を設置する市町村教育委員会へ(3部)提出する。拠点校を設置する市町村教育委員会は所管する県教育庁教育事務所を経て県教育庁特別支援教育課に提出する。

※ エリアコーディネーターが主たる派遣で、エリアメンターの派遣も併せて受けた場合は、エリアコーディネーターの派遣報告書をもってエリアメンターの派遣報告書に兼ねることができる。ただし、エリアコーディネーターの派遣報告書をエリアメンターのエリア通拠点校にも送付する。

※ 同一の児童生徒について、複数回派遣を要請しようとする場合、第1回目の申請の際に、「その他」の欄に記載し、エリアコーディネーターと日程の調整を行う。複数回派遣が決定した場合、2回目以降は、(1)の「エリアコーディネーター派遣事前連絡書」(様式1)を省略可とする。

